

特定非営利活動法人豊見城市体育協会競技団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下体育協会）へスポーツの普及・振興を図るため、これを推進する団体に交付するものとする。

(種類)

第2条 助成金の種類は次のとおりとする。

- (1) 加盟競技団体 一律 50,000円

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、各種競技団体の活動に要する経費とする。

(交付申請)

第4条 各種団体は、助成金の交付を受けようとする時は、体育協会助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて体育協会会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告書・決算書
- (2) 事業計画書及び予算書
- (3) 会則
- (4) 役員名簿
- (5) その他活動状況のわかる資料（大会要項・試合結果等）

※総会資料でも可

(交付決定)

第5条 体育協会会長は前条の申請があった時は、その内容を審査し適正と認めた時に交付決定する。

(その他)

第6条 この要綱にある助成金の交付額は状況により変動することがある。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。